

学校経営のポイント

経済財政諮問会議の“公務員削減構想”

若井 彌一

本年最後の「教職研修資料」をお届けする機会となるので、少々明るい題材をと考えたが、社会の現実を直視するに必要な内容を優先する必要があるとの判断に傾き、上記のテーマで述べることにしたい。

経済財政諮問会議の改革構想

経済財政諮問会議（以下、「諮問会議」と略称）は、平成13年の省庁再編に伴い、内閣府に新設された諮問会議である（内閣府設置法第18条に基づき設置）。

その所掌事務は、内閣総理大臣の諮問に応じて経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策（中略）に関する重要事項について調査審議すること、内閣総理大臣または関係各大臣の諮問に応じて全国総合開発計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性および整合性を確保するため調査審議すること等、3項目である（第19条第1項）。

諮問会議は、議長および議員10人以内をもって組織されており（第20条）、議長は内閣総理大臣をもって充てることとされている（第21条第1項）。

この会議は、これまでも経済財政政策について重要な提言を行ってきたが、去る11月14日の基本指針では、公立学校教職員について、公務員の総人件費「改革」の一環として、「児童・生徒の減少に伴う自然減を上回る純減を確保する」方針を明らかにした（12月15日『朝日新聞』報道）。

報道によれば、この方針に基づいて削減すると、教職員が5年間で約2万3,000人減らされることになり（文部科学省試算）、「1学級40人で算定した定数に上積みして全国に配置されている教員約5万4,000人が半減する計算」になるという。

“教育条件の整備確立”に悖る構想だが

つい最近の報道では、義務教育費国庫負担法に基づいて、公立義務教育諸学校教員給与費の国庫負担率を現行の2分の1から3分の1に引き下げること、政府・与党間合意が成立したことが明らかにされたばかりである。

今度は、教職員の数そのものを「純減」させるというものであり、今後、政策実施の紆余曲折は予想されるものの、教職員定数の削減という深刻な事態が現実味を帯びてきた。

教育基本法第10条第2項は、教育行政の任務について、「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」と規定しており、文部科学省では、この趣旨をふまえ、公立義務教育諸学校の教職員定数の改善に努めてきた（もちろん、高等学校の教職員定数についても同様である）。

そして、来年度から5カ年の第8次定数改善計画が予定されているのであるが、場合によっては、この改善計画そのものが大規模な見直しを迫られることにもなりかねない。

担当大臣と文部科学省職員、全国の教育委員会には、可能な限りの知恵を捻ってもらうことを期待するとともに、一人ひとりに行き届いた指導の徹底を図ることの重要性を児童・生徒とその保護者等が実感できるように、充実した指導活動を展開していく専門職としてのいっそう強い自覚が、学校教職員に求められていることも確かである。

教育条件の悪化を評論家然として批判して嘆いているばかりでは済まされない。難局を乗り切る覚悟が必要である。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授・附属小学校長併任）

●最新刊発売中！ ● 八尾坂修（九州大学教授）【編】A5判230頁・定価2310円 教育開発研究所刊

平成18年度から本格実施の「新たな教員評価」への備え・対応は十分か！

『新たな教員評価の導入と展開』

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）